
事務局説明資料

令和4年10月18日（火）
第3回 パーソナルモビリティ安全利用官民協議会
事務局説明資料

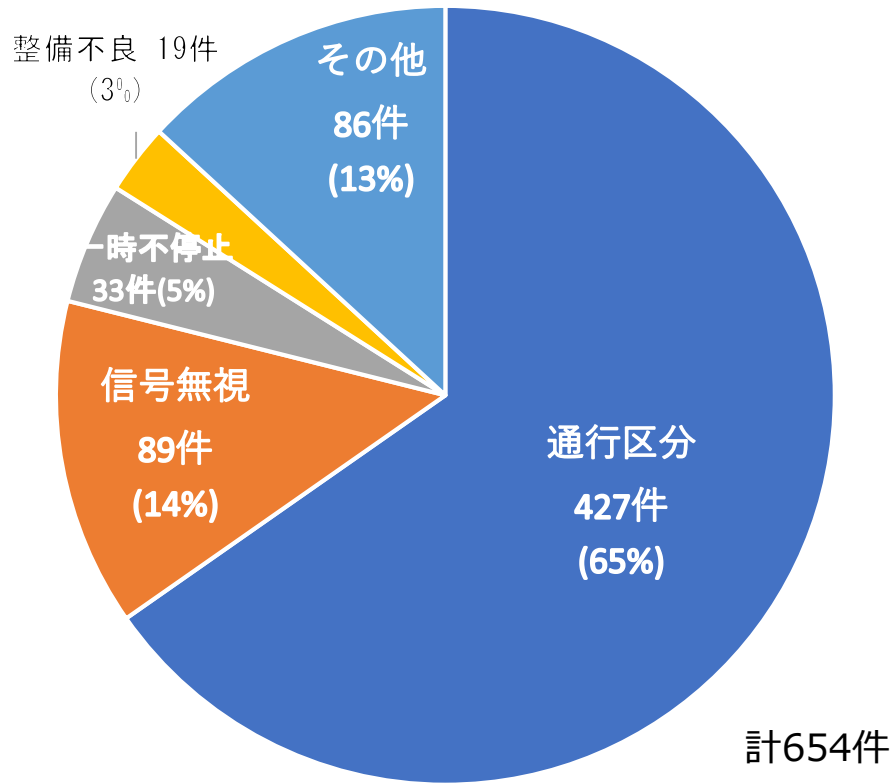
目次

- 1 電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況 1頁
- 2 特定小型原動機付自転車の保安基準（案）について 4頁
- 3 特定小型原動機付自転車の型式認定（案）等について 5頁
- 4 課税標識（ナンバープレート）等について 6頁

電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況①

電動キックボード指導取締り件数（違反類型別）

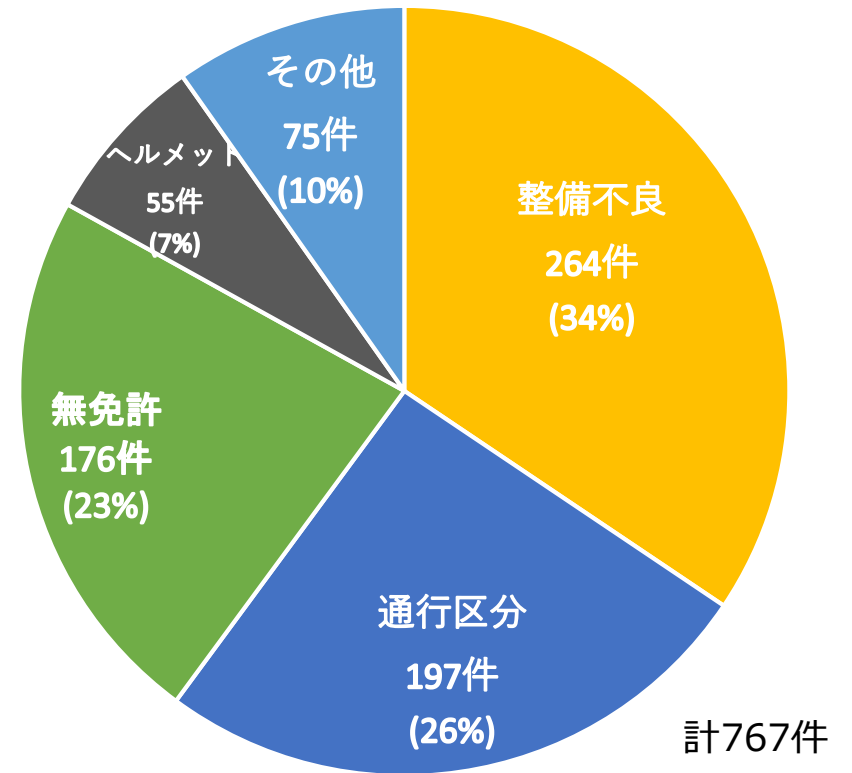
<検挙件数（令和3年9月～令和4年6月）>



■ 通行区分 ■ 信号無視 ■ 一時不停止 ■ 整備不良 ■ その他

※「その他」のうち、酒気帯び運転は12件

<指導警告件数（令和3年9月～令和4年6月）>



■ 整備不良 ■ 通行区分 ■ 無免許 ■ ヘルメット ■ その他

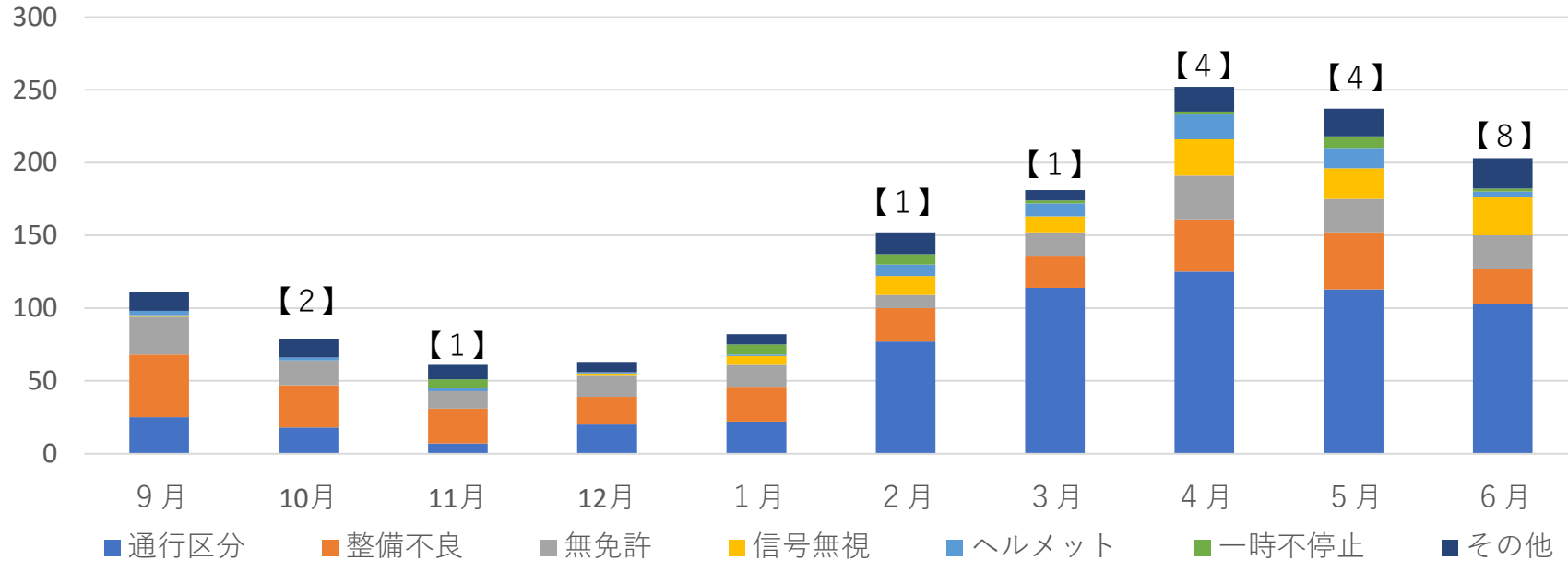
※「その他」中、酒気帯び運転は9件

※ 都道府県警察から警察庁に報告された数値を集計

電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況②

電動キックボード検挙・指導警告（違反類型別）

指導取締り件数の推移（令和3年9月～令和4年6月）



検挙及び指導警告件数の合計（警察庁に報告のあった件数を集計）

※ グラフ中【 】内の数値は酒気帯び運転の件数（「その他」の内数）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
通行区分	25	18	7	20	22	77	114	125	113	103	624
整備不良	43	29	24	19	24	23	22	36	39	24	283
無免許	26	17	12	15	15	9	16	30	23	23	186
信号無視	1	0	0	1	6	13	11	25	21	26	104
ヘルメット	3	2	2	1	1	8	9	17	14	4	61
一時不停止	0	0	6	0	7	7	2	2	8	2	34
その他	13	13	10	7	7	15	7	17	19	21	129
合計	111	79	61	63	82	152	181	252	237	203	1421

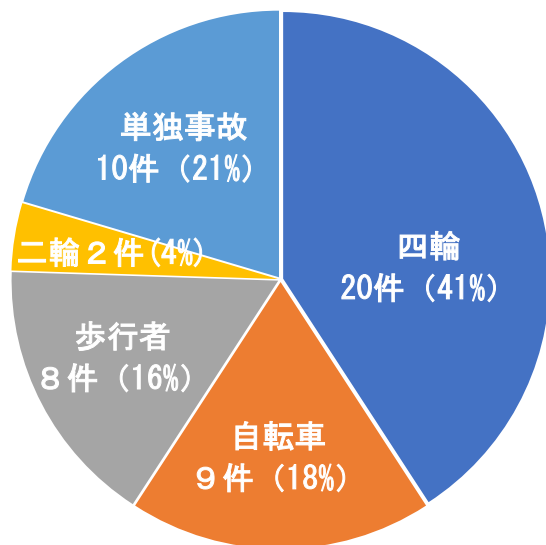
電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況③

<電動キックボードに関連する交通事故件数・死傷者数>

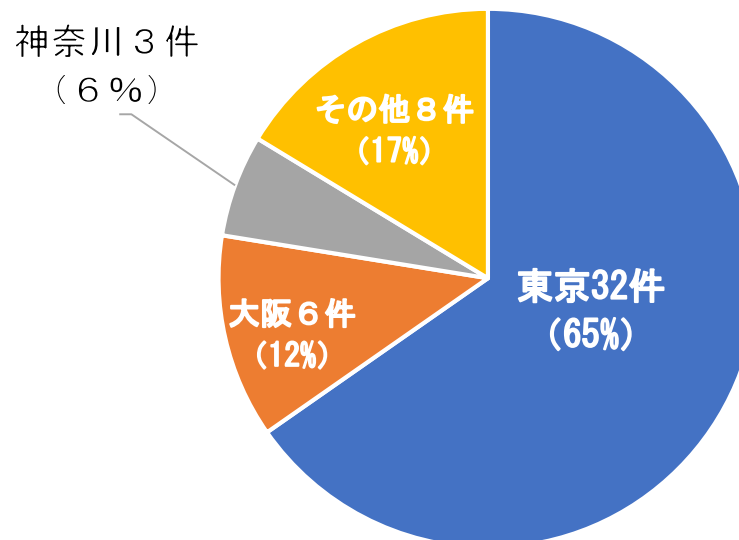
年次	区分	事故件数	死者数	負傷者数
令和2年		4	0	5
令和3年		29	0	30
令和4年(～6月)		16	0	16
合計		49	0	51

※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

<相手当事者別(令和2年～令和4年6月)>



<都道府県別(令和2年～令和4年6月)>



※その他：群馬1件、埼玉2件、千葉1件、石川1件、愛知1件、徳島1件、長崎1件

令和4年度車両安全対策検討会資料より抜粋

新たなモビリティ安全対策ワーキンググループの検討結果概要(保安基準について) 国土交通省

○ 「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、特定小型原動機付自転車の保安基準の項目は、原動機付自転車の保安基準項目を基本としつつ、特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされ、全5回に渡る検討を行った。その結果概要は以下のとおり。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

【引き続き必要な装置等】

接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置

【引き続き不要な装置等】

番号灯、緊急制動表示灯、速度計

特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

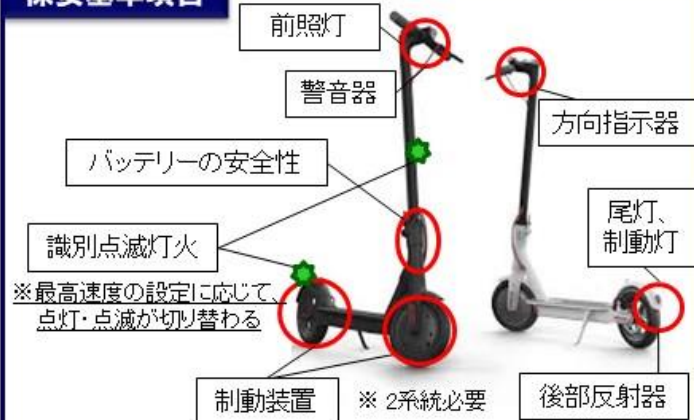
【追加した装置等】

尾灯、制動灯	車体が小型であるため
方向指示器	立ち乗り型が想定されるため
識別点滅灯火	保安基準への適否を外観上容易に判別するため 歩道通行車モードであることを外観上容易に判別するため
スピードリミッター	最高速度を制限する必要があるため
走行安定性	車輪径が非常に小さいことが想定されるため
バッテリー安全性	リチウムイオン電池は発火の恐れがあるため

【削除した装置等】

後写鏡	通行場所を考慮
消音器(騒音)	電動かつ小型であり、軽量であることを考慮

保安基準項目



接地部・接地圧	道路を破損する恐れのないこと
車体	堅牢で運行に十分耐えること
乗車装置	安全な乗車を確保できること
走行安定性	段差等を安全に走行できること
スピードリミッター	設定最高速度を超えて加速しないこと

1. 型式認定・保安基準適合性確認について

(1) 国による型式認定制度について

- 小型低速車においても原動機付自転車と同様に、現行の地方運輸局による型式認定を受けられることとする
- 型式認定を受けた車両であることを示す特別な表示(ラベル等)を目立つ位置に貼り付ける

(2) 国が公表する民間の機関・団体等による基準適合の確認

- 国が公表する民間の機関・団体等が小型低速車の基準適合を確認する枠組みを新設する
- 国土交通省が能力を審査し、公表した民間の機関・団体等(以下「確認機関」という)は、小型低速車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、小型低速車の基準適合性を確認する
- 基準適合性の確認は、以下のとおり行う
 - ・ 仕様・性能が同一である小型低速車ごとに、サンプル車を用いて、現物確認+書面確認を行う
 - ・ 申請者がサンプル車と同一の使用・性能を有する小型低速車を販売する品質管理を行うことを確認
 - ・ 申請者が販売した小型低速車について、1台ごとに販売履歴を管理し、市場において不具合が発生した場合、必要に応じて、回収等を行うことができる能力を有することを確認
- 確認を受けた小型低速車には、申請者及び確認機関の名称その他必要な情報を記入した特別な表示を目立つ位置に貼付(シール等は確認機関で厳格に管理)
- 確認機関は、確認をおこなった車体について、確認機関名、メーカー名、販売者名、型式、写真等を国土交通省へ報告。国土交通省は、これらの情報をリスト化し、ホームページ等で公表
- 保安基準不適合車に確認表示を行ったと認められるなど、確認機関として不適切と認められる事案があった場合には、公表のうえ、当該機関・団体等を確認機関のリストから削除する

課税標識（ナンバープレート）等について①

原動機付自転車について（地方税法）

（種別割の標準税率）

第463条の15 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車	
イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。)	年額 二千元
ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	年額 二千元
ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	年額 二千四百円
ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	年額 三千七百元
二・三 (略)	

2・3 (略)

（種別割の徴収の方法）

第463条の18 種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 (略)

3 市町村は、当該市町村の条例で、軽自動車等に当該市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合には、第一項の規定にかかわらず、当該市町村の条例で定めるところにより、当該軽自動車等の所有者に標識を交付するときに、証紙徴収の方法によつて、種別割を徴収することができる。

原動機付自転車について（地方税法施行規則）

（法第463条の15第1項第2号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車）

第15条の15 法第463条の15第1項第1号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車とする。

課税標識（ナンバープレート）等について②

横浜市市税条例（例）

（種別割に関する申告義務）

第77条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1)～(7) (略)

（原動機付自転車等の標識）

第79条 原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下軽自動車税について「原動機付自転車等」という。）の所有者・・・は、第77条第1項・・・の規定による申告の際、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。・・・

2 前項の規定により交付を受けた標識は、これをその原動機付自転車等の車体に取り付けなければならない。

3～8 (略)

非対面での課税標識（ナンバープレート）の交付を可能としている市町村（例）

一部市町村では、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、課税標識の交付申請・交付を郵送で実施。

➤ 大垣市（岐阜県）



原動機付自転車等の郵送による税申告（ナンバープレートの交付）手続きについて

[2021年10月1日] ページ番号 55095

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



原動機付自転車等の郵送による税申告手続は廃車のみ受付をしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新規取得・名義変更の手続についても実施します。ぜひご活用ください。

➤ 平塚市（神奈川県）



原付バイク・小型特殊自動車の新規・名義変更等の郵送受付を開始します

[Tweet](#)

最終更新日：2022年9月1日

原付バイク・小型特殊自動車の手続きについては、廃車のみ郵送による申告を受け付けていましたが、窓口の混雑による新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新規登録・名義変更・住所・氏名変更等の手続きについても郵送による申告を受け付けます。

対象となるもの及び必要書類

原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー

必要書類

手続	ご送付いただくもの
新規取得（購入）	・軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（別ウインドウで開く）／記入例（別ウインドウで開く） ・本人確認書類のコピー ・販売店からの販売証明書 ・返信用レターバックプラス（赤色）

郵送手続きに必要なもの

郵送で申告をする場合、手続きの内容によって提出していただく書類等が異なります。どの項目に当てはまるのかをご確認の上、[各種手続きに必要なもの](#)と併せ、次の書類を送付してください。

- ・ナンバープレートの交付を受ける申告は「返信用のレターバックプラス」（赤い色のもの）
証明書のみ交付を受ける申告は「切手付きの返信用封筒」
※返信先を必ず記入した上で同封してください。
※レターバックプラスは、お近くの郵便局・コンビニエンスストアなどでお買い求めください。
- ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）のコピー
※住所又は氏名の変更が裏面に記載されている場合はその部分もコピーして同封してください。